

館山市宿泊税（案）について

令和 8 年 6 月 3 0 日

館山市建設経済部観光みなと課

館山市市民生活部税務課

【税制度の概要】

項目	内容
名称	館山市宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする
課税客体	市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という。）への宿泊 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数
税率・税額	定額制150円（千葉県宿泊税と併せて300円）
免税点	なし
課税免除	教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ①学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）の幼児、児童、生徒若しくは学生又はその引率者が当該学校の主催する行事その他教育活動として宿泊する場合 ②地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者が当該クラブ活動として宿泊する場合 ③保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満 3 歳以上の幼児又はその引率者が当該施設の主催する行事として宿泊する場合
徴収方法	特別徴収（宿泊事業者に特別徴収義務者となっていただき、宿泊者から宿泊税を徴収し、千葉県へ申告納入していただく）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3 ヶ月分まとめた申告納入を可能とする
罰則規定等	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料
用途	1 市全体の観光振興の促進、持続可能な観光地づくりに向けた取組 2 DMOの設立及び運営 3 徴税に係る事務費等
財源管理	宿泊税基金を設置し管理
制度見直し	施行後 5 年を目途に検討を行う
導入時期等	令和 8 年 12 月議会に条例上程し、令和 10 年 9 月の導入を目指す

宿泊税の制度案について

館山市

1 新税導入の意義・必要性

情勢変化と課題

新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が進む中、観光需要やインバウンドの再拡大が見込まれており、館山市においても観光基盤の強化や新たな魅力の創出に向けた取組を推進していく必要がある。

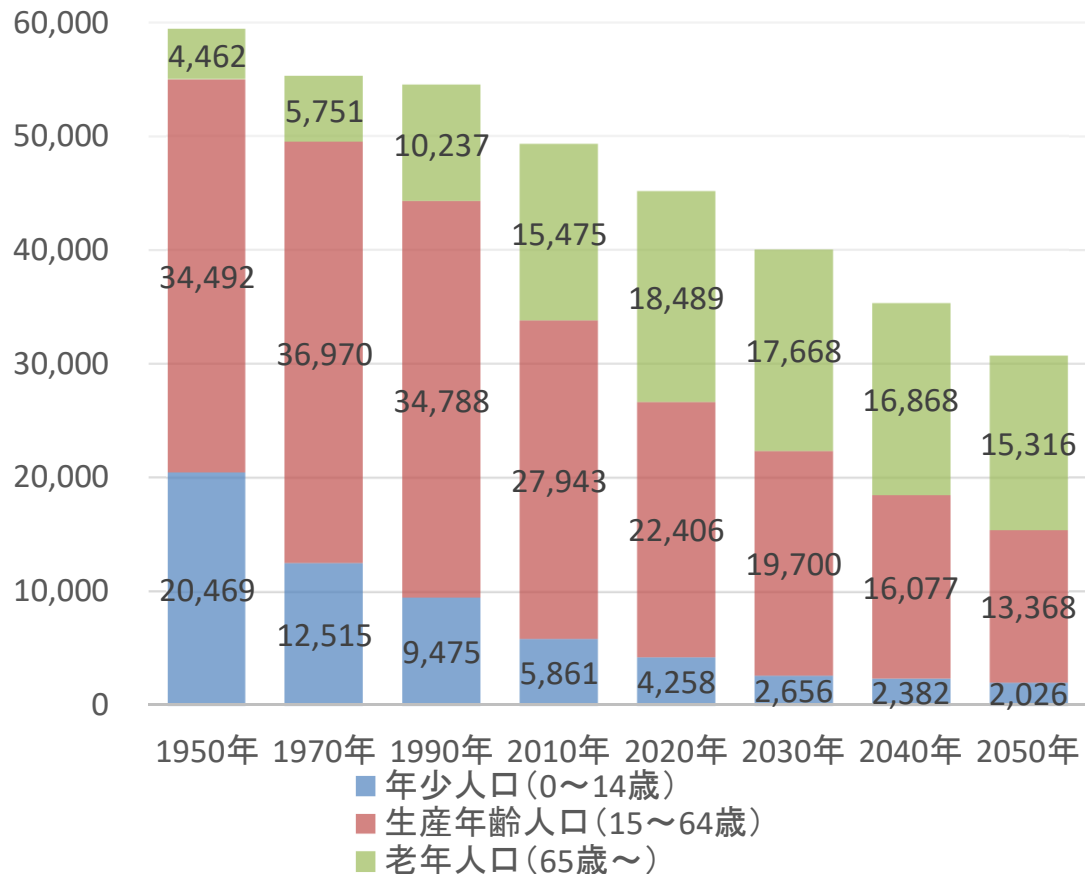
館山市では、少子高齢化や人口減少に伴う将来的な税収減が懸念される中、地域経済の活性化と持続可能な観光地づくりの両立が重要な課題となっている。

観光は館山市の主要産業であり、地域の魅力を高め、交流人口を増やすための柱として、今後ますますその役割が期待されている。

1 新税導入の意義・必要性

館山の現状・人口の推移

館山市の人口推移及び将来推計

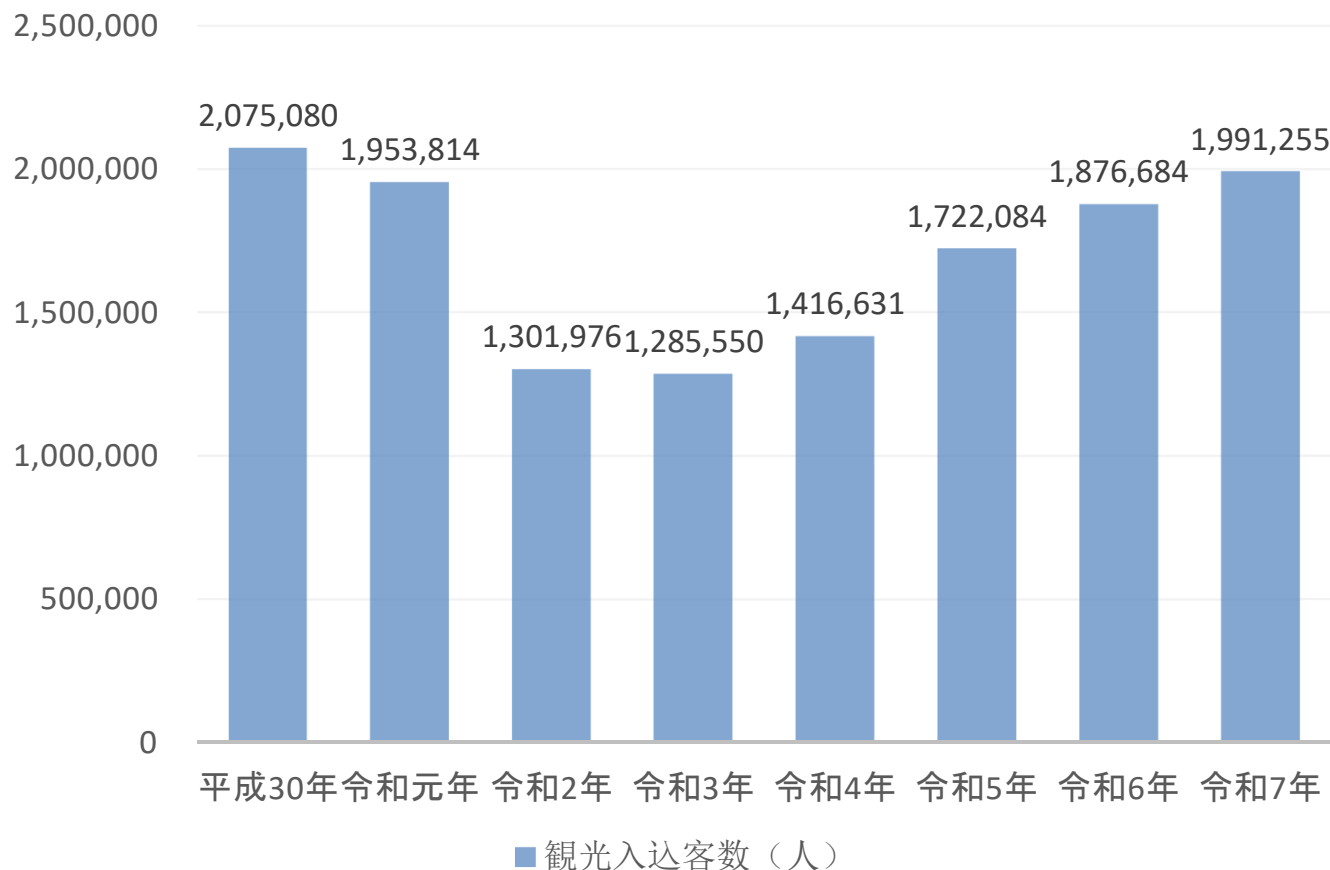


本市の人口は、1950年（昭和25年）の59,423人をピークに減少を続け、2020年（令和2年）には45,153人、2026年（令和8年）5月1日現在の住民基本台帳人口は41,765人となっている。将来推計では、2050年（令和32年）には人口がおおむね31,000人規模まで減少すると見込まれており、現在より約10,000人、約30%の減少となる。特に、生産年齢人口（15～64歳）の減少が続くことで市税収入の縮小が懸念される一方、高齢化率の上昇に伴い医療・介護等の社会保障費の増加が見込まれるなど、市財政への影響は今後一層大きくなると考えられる。こうした状況の下では、一般財源のみに依存して観光施策を拡充・継続していくことは難しくなっていく可能性があるため、交流人口を拡大し地域経済を支える観光投資については、中長期的に安定した財源の確保が重要な課題となる。

1 新税導入の意義・必要性

館山の現状・観光入込客数(延べ人数)の推移

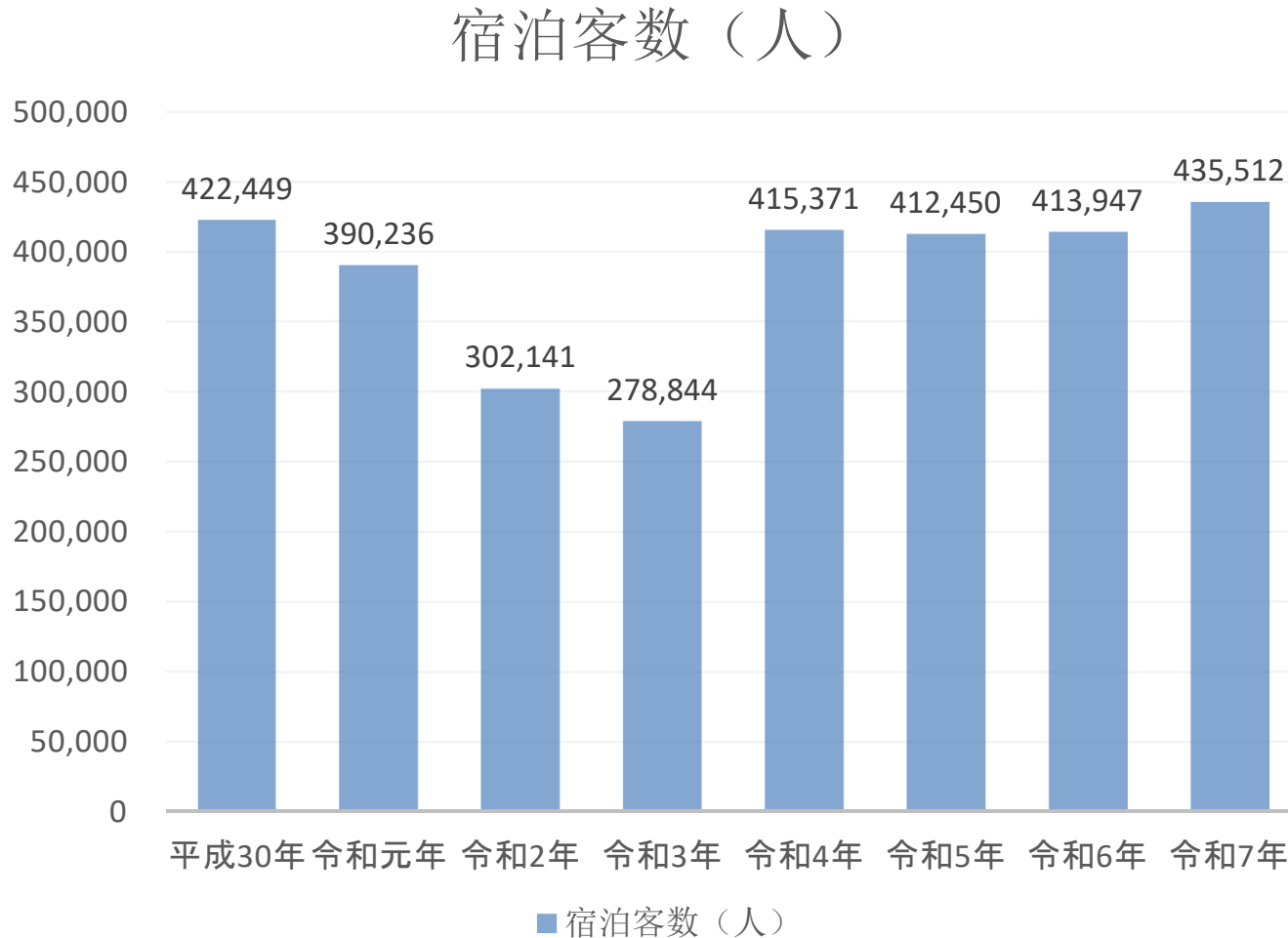
観光入込客数（人）



観光入込客数は、平成30年の2,075,080人から令和元年に1,953,814人へ減少し、令和2年には1,301,976人、令和3年には1,285,550人まで落ち込んだ。これは令和元年房総半島台風及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと考えられる。その後は回復基調に転じ、令和4年1,416,631人、令和5年1,722,084人、令和6年1,876,684人と増加を続け、令和7年には1,991,255人となり、コロナ前水準にほぼ回復している。一方で、観光客数の回復だけでは地域経済への効果は十分とはいえず、受入環境の整備、交通・案内機能の充実、観光資源の磨き上げ、体験型コンテンツの造成、マーケティング強化などを継続的に実施することで、満足度や再訪率、観光消費額を高めていく必要がある。

1 新税導入の意義・必要性

館山の現状・宿泊客数(延べ人数)の推移

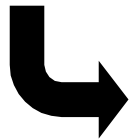


宿泊客数は、平成30年の422,449人から令和元年に390,236人へ減少し、令和2年には302,141人、令和3年には278,844人まで落ち込んだ。これは令和元年房総半島台風の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による旅行需要の減少が大きく影響したものと考えられる。その後、感染症の収束や観光需要喚起策等の影響もあり回復が進み、令和4年以降は40万人台を回復、令和7年には435,512人となり、平成30年比で約103%まで回復・増加している。宿泊客数は観光消費との結び付きが強く、宿泊業のみならず飲食業、小売業、交通事業者等への波及効果が期待できる。今後は単なる回復にとどまらず、滞在時間の延伸や高付加価値化を通じて、地域経済への波及をさらに高めていくことが重要である。

1 新税導入の意義・必要性

観光の目指すべき取組の方向性

- ①観光資源の魅力向上及び発信に関する事業
- ②観光客の受入れ体制の整備及び利便性の向上に関する事業
- ③観光を活用した持続可能な地域づくりを支える体制の支援・構築
- ④市民と来訪者が暮らしを共に守り育む取り組み



これらの取組を行うため、中長期的な安定財源を確保する必要がある

「宿泊税」は、宿泊者の協力により得られる財源を活用し、観光資源の磨き上げや受入環境の整備、地域全体の魅力向上を図ることで、観光客の満足度向上と再訪意欲を促進させ、観光客の増加から地域の活性化、地方創生につなげる好循環を生み出す仕組みである。

こうした税制の導入は、全国各地の自治体で進んでいる。

1 新税導入の意義・必要性

安定財源の検討

千葉県宿泊税の税制度設計

千葉県は取り組むべき観光振興施策の事業規模を約45億円とし、1人1泊につき150円の一律定額制を導入予定。独自に宿泊税を検討する市町村は、千葉県分の一律150円に市町村分を上乗せする方式を採用した。

館山市宿泊税の税制度設計

千葉県宿泊税の導入予定を受け、館山市としても宿泊税の導入を検討した。令和6年に市長より諮問した「館山市観光事業審議会」において、一律150円の上乗せ課税が望ましいとの答申を受けた。これにより、年間宿泊者数を約40万人と想定した場合、年間約6,000万円の財源を新たに確保することが可能となる。千葉県からの交付金（試算では約2,000万程度）と合わせると、総額で約8,000万円の財源を観光施策に活用できることになり、DMOの設立・運営や宿泊事業者への支援、観光資源の磨き上げ、魅力ある観光体験の創出といった施策を、より実効性をもった推進が期待される。

2 宿泊税の使途について

事業	想定される事業の内容
<u>観光資源の魅力向上及び発信に関する事業</u>	SNSを活用したプロモーション
	情報通信基盤の整備（Wi-Fi、5Gなど）
<u>観光客の受入れ体制の整備及び利便性の向上に関する事業</u>	宿泊施設・観光施設等の高付加価値化
	観光案内機能の強化・充実
	観光バリアフリーの推進
	観光事業者の人材不足対策、労務環境の改善
	交通環境の維持・充実
	インバウンド対応の推進・支援、インタープリターなどの育成
<u>観光を活用した持続可能な地域づくりを支える体制の支援・構築</u>	観光専門人材の確保や育成
	戦略的なデータ収集や分析とマーケティングへの活用
	観光地域づくり法人（DMO）の安定運営やガバナンスの強化
<u>市民と来訪者が暮らしを共に守り育む取り組み</u>	自然環境の保全や活用、景観保全の強化
	歴史、文化資源等の保全、継承活動
	オーバーツーリズム対策、マナー啓発の強化

3 制度概要

項目	
税目名	館山市宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする
課税客体	市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という。）への宿泊 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数
税率	定額制 150円 （千葉県宿泊税と併せて300円）
免税点	なし
課税免除	教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ①学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の幼児、児童、生徒若しくは学生又はその引率者が当該学校が主催する行事その他教育活動として宿泊する場合 ②地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者が当該クラブ活動として宿泊する場合 ③保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者が当該施設が主催する行事として宿泊する場合

3 制度概要

項目	
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分まとめての申告納入を可能とする
罰則規定等	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料
使途	1 市全体の観光振興の促進、持続可能な観光地づくりに向けた取組 2 DMOの設立及び運営 3 徴税に係る事務費等
財源管理	宿泊税基金を設置し管理
条例の見直し	導入後5年を目途に検討
導入時期等	令和8年12月議会に条例上程し、令和10年9月の導入を目指す